

# 大分県報

平成三十一年  
第三〇七四号  
四月九日

(火曜日)

## 目次

### 告示

- 一 大規模小売店舗に係る公示
- 二 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出
- 二 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧
- 三 県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧(四件)
- 三 森林病虫害等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間
- 三 森林病虫害等防除法第三条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項
- 四 森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項
- 五 公有水面埋立工事のしゅん功認可
- 七 建築基準法による道路位置の指定
- 七 開発行為の完了

### 告示

#### 大分県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年四月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス古国府店

平成三十一年四月九日

大分県報(告示)

一

大分市古国府字永畑五百四十五―一 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十一月十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百六十三・七三平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.一 建物敷地北西側 四十三台

駐車場No.二 隔地駐車場 二十台

合計 六十三台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

店舗建物北西側 十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物西側 二十七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内南西側 八・一七立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四箇所 出入口No.一 建物敷地北西側

出入口No.二 建物敷地北側

出入口No.三 隔地駐車場南側

出入口No.四 隔地駐車場北側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
二十四時間

二 届出年月日

平成三十一年三月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

平成三十一年四月九日から平成三十一年八月九日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年八月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年四月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド挾間店

由布市挾間町北方七十一―一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役社長 柴田 祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九―十一

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

変更前 店舗建物南側及び西側 二百二十四台

変更後 店舗建物南側及び西側 二百二台

4 変更する年月日

平成三十一年十月二十三日

二 届出年月日

平成三十一年三月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十一年四月九日から平成三十一年八月九日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年八月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内  
に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月九日

大分県知事 広 瀬 貞 勝

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 (区画整理)	南山香地区	平三一・四・九から 平三一・五・七まで	杵築市役所

大分県告示第二百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、日田市上諸留町千七百五十六番地の高倉憲彦ほか九名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月九日

大分県知事 広 瀬 貞 勝

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	九郎仁田地区	平三一・四・九から 平三一・五・七まで	日田市役所

大分県告示第二百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、日田市緑町一丁目三十一十の有限会社大分県酪農振興公社ほか三名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月九日

大分県知事 広 瀬 貞 勝

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 (区画整理)	竹田西部三期地区	平三一・四・九から 平三一・五・七まで	竹田市役所

大分県告示第二百一十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、竹田市萩町叶野千二百八十九番地の太田修道ほか二名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月九日

大分県知事 広 瀬 貞 勝

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 (区画整理)	叶野地区	平三一・四・九から 平三一・五・七まで	竹田市役所

大分県告示第二百一十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、竹田市荻町高練木二千二百十番地二の池邊啓詩ほか二名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月九日

大分県知事 広 瀬 貞 勝

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 (区画整理)	高練木地区	平三一・四・九から 平三一・五・七まで	竹田市役所

大分県告示第二百一十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において松林を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成三十一年四月九日

大分県報（告示）

平成三十一年四月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

佐伯市、杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間

平成三十一年五月一日から同年六月三十日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 3 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 4 知事は、三の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第二百六号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において伐採木等を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。  
平成三十一年四月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

大分県全域

2 期間

平成三十一年五月一日から平成三十二年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動させてはならない。ただし、森林害虫防除員が当該伐採木等を、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動して駆除することが適当であると認められた場合は除く。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

大分県告示第二百七号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林又は樹木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出るこ



とができる。

平成三十一年四月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）。

2 期間

平成三十一年五月一日から同月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合は、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべ

き者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第二百八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

平成三十一年四月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 しゅん功認可の年月日

平成三十一年四月九日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

大分市大字一尺屋字吉ノ上四〇七四番地三の地先公有水面

2 工区

大分市大字一尺屋字吉ノ上四二九三番地三から同字四三七九番地二に至る間の土地に接する無地番の地先公有水面

3 工区

大分市大字一尺屋字吉ノ上四三八三番地三から同字四四〇九番地二に至る間の土地に接する無地番の地先公有水面

4 工区

大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番地六から同字四四一三番地九に至る間の土地に接する無地番の地先公有水面

5 工区

大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番地九の地先公有水面

2 区域

1 工区

平成三十一年四月九日

大分県報（告示）

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と3の地点とを結ぶ平成二十四年の秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・七七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 北黒島三等三角点(北緯三三度一分三九秒三五、東経一三一度五〇分一九秒二六(以下「基点」という。))から三六度四八分三七秒 二、二三三・六六メートルの地点

2の地点 1の地点から一二度一六分二四秒 一・一一メートルの地点

3の地点 2の地点から二一五度〇六分三〇秒 六・一〇メートルの地点

2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び4の地点と47の地点とを結ぶ平成二十四年の秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・七七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

4の地点 基点から三七度〇八分〇三秒 二、一三六・〇一メートルの地点

5の地点 4の地点から二〇六度四四分〇四秒 〇・九一メートルの地点

6の地点 5の地点から二〇六度四五分二秒 九・六五メートルの地点

7の地点 6の地点から一七度二八分一秒 一・七〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二〇七度二六分五六秒 一・九一メートルの地点

9の地点 8の地点から二〇七度二七分四二秒 八・五二メートルの地点

10の地点 9の地点から二〇八度〇〇分三九秒 二・四六メートルの地点

11の地点 10の地点から二九八度三一分三六秒 一・五三メートルの地点

12の地点 11の地点から二〇七度四八分五一秒 九・〇五メートルの地点

13の地点 12の地点から二一〇度三三分〇五秒 九・二〇メートルの地点

14の地点 13の地点から二一四度四四分〇八秒 八・〇六メートルの地点

15の地点 14の地点から二二一度一三分一三秒 一三・三三メートルの地点

16の地点 15の地点から二二八度〇二分五八秒 一〇・七一メートルの地点

17の地点 16の地点から二三三度四五分三七秒 一〇・七一メートルの地点

18の地点 17の地点から二三九度三二分五四秒 一〇・七一メートルの地点

19の地点 18の地点から二四五度一九分三〇秒 一〇・七〇メートルの地点

20の地点 19の地点から二五一度二五分三二秒 一〇・六六メートルの地点

21の地点 20の地点から二五六度一〇分三八秒 一〇・四八メートルの地点

22の地点 21の地点から二五九度二七分二六秒 一〇・二七メートルの地点

23の地点 22の地点から二六一度〇六分四六秒 一〇・〇九メートルの地点

24の地点 23の地点から三五〇度二七分五四秒 〇・五二メートルの地点

25の地点 24の地点から二六〇度〇七分四一秒 九・九三メートルの地点

26の地点 25の地点から二五八度四六分四二秒 九・七九メートルの地点

27の地点 26の地点から二五六度一分四九秒 九・六五メートルの地点

28の地点 27の地点から二五二度〇八分二二秒 九・五三メートルの地点

29の地点 28の地点から二四七度三三分一秒 九・五一メートルの地点

30の地点 29の地点から二四二度四四分二三秒 九・五一メートルの地点

31の地点 30の地点から二三七度四五分三七秒 九・五一メートルの地点

32の地点 31の地点から二三三度〇一分一四秒 九・五一メートルの地点

33の地点 32の地点から二二八度二一分一秒 八・二四メートルの地点

34の地点 33の地点から二二四度一一分一三秒 一〇・八六メートルの地点

35の地点 34の地点から二二二度五一分〇四秒 〇・四三メートルの地点

36の地点 35の地点から二二一度三三分一八秒 二・七九メートルの地点

37の地点 36の地点から二二一度二五分二〇秒 一・六九メートルの地点

38の地点 37の地点から二二〇度五七分五二秒 二・〇二メートルの地点

39の地点 38の地点から二一九度三三分一四秒 九・一〇メートルの地点

40の地点 39の地点から三〇八度二五分四二秒 一・六六メートルの地点

41の地点 40の地点から二一八度三〇分一五秒 五・五八メートルの地点

42の地点 41の地点から二一八度〇〇分四三秒 一九・九九メートルの地点

43の地点 42の地点から二一八度一〇分〇四秒 二〇・〇〇メートルの地点

44の地点 43の地点から二一八度一七分一五秒 二〇・〇〇メートルの地点

45の地点 44の地点から二一八度一七分一九秒 一〇・〇〇メートルの地点

46の地点 45の地点から二一八度一七分二八秒 一〇・〇〇メートルの地点

47の地点 46の地点から二一八度四七分四三秒 一一・三五メートルの地点

3工区

次の各地点を順次に結んだ線及び48の地点と62の地点とを結ぶ平成二十四年の秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・七七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

48の地点 基点から三四度三九分四五秒 一、七二二・二九メートルの地点

49の地点 48の地点から一九四度二九分二九秒 八・二一メートルの地点

50の地点 49の地点から一八八度一八分一九秒 九・三九メートルの地点

51の地点 50の地点から一八三度〇八分四四秒 九・四九メートルの地点

52の地点 51の地点から一七九度〇四分〇三秒 九・六五メートルの地点  
53の地点 52の地点から一七六度二六分二七秒 九・八三メートルの地点  
54の地点 53の地点から一七五度二九分一一秒 六・〇〇メートルの地点  
55の地点 54の地点から一七五度二九分〇三秒 三・九八メートルの地点  
56の地点 55の地点から一七五度二四分二〇秒 一〇・〇六メートルの地点  
57の地点 56の地点から一七六度二〇分二三秒 一〇・一二メートルの地点  
58の地点 57の地点から一七七度五七分四四秒 一二・三七メートルの地点  
59の地点 58の地点から一八〇度一四分三〇秒 八・〇六メートルの地点  
60の地点 59の地点から九一度一五分〇四秒 〇・六四メートルの地点  
61の地点 60の地点から一八一度四九分四六秒 六・九九メートルの地点  
62の地点 61の地点から一八四度五一分〇一秒 五・〇〇メートルの地点  
4工区  
次の各地点を順次に結んだ線及び63の地点と75の地点とを結ぶ平成二十四年の秋分の日の満潮位（T・Pプラス〇・七七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
63の地点 基点から三七度〇八分二六秒 一、六一八・八一メートルの地点  
64の地点 63の地点から一八五度四〇分五六秒 一一・〇八メートルの地点  
65の地点 64の地点から一八六度四〇分一九秒 二〇・〇〇メートルの地点  
66の地点 65の地点から九六度五八分一五秒 二・八六メートルの地点  
67の地点 66の地点から一八六度三九分二九秒 二〇・〇〇メートルの地点  
68の地点 67の地点から一八六度一六分四九秒 一一・六四メートルの地点  
69の地点 68の地点から一八七度三七分五二秒 八・九三メートルの地点  
70の地点 69の地点から一九一度二六分三五秒 一〇・八九メートルの地点  
71の地点 70の地点から一九七度三五分三八秒 一一・三三メートルの地点  
72の地点 71の地点から二〇三度三九分三四秒 五・八〇メートルの地点  
73の地点 72の地点から二一〇度〇八分四五秒 八・八六メートルの地点  
74の地点 73の地点から二一七度二二分五一秒 八・八四メートルの地点  
75の地点 74の地点から二二五度四一分〇二秒 一一・七九メートルの地点  
5工区  
次の各地点を順次に結んだ線及び76の地点と78の地点とを結ぶ平成二十四年の秋分の日の満潮位（T・Pプラス〇・七七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 76の地点 基点から三八度五四分二一秒 一、四九七・九七メートルの地点  
77の地点 76の地点から二三五度一七分〇一秒 五・六二メートルの地点  
78の地点 77の地点から二六〇度五九分一九秒 三・七〇メートルの地点  
3 面積  
1工区 一一・五二平方メートル  
2工区 一、八〇一・三八平方メートル  
3工区 七一二・二〇平方メートル  
4工区 一、四〇四・六二平方メートル  
5工区 七三・一六平方メートル  
四 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成二十六年十月三日 指令河第一一二四号  
五 閲覧の場所  
大分市役所

大分県告示第二百九号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。  
平成三十一年四月九日

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
別第三〇―二号	速見郡日出町大字川崎字山神 平五八三三番二、五八三三番 一一及び五八三四番三	平三一・三・二〇	メートル 四・五三 四・四一	メートル 一七・七五

〇 公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の

開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十一年四月九日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

杵築市大字本庄字浜千八百七番二及び千八百一番一の一部

二 開発区域の面積

六千十六・〇〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

杵築市大字杵築三百七十七番地一

杵築市長 永松 悟

四 完了検査年月日

平成三十一年三月二十二日